

働き方改革 対応セミナー

無料

大企業には2019年から適用されている働き方改革関連法が、中小企業にも適用されました。罰則を伴う残業時間の規制や有給休暇の取得率アップについては2020年の4月から適用され、2021年からは非正規社員の処遇改善への対応も求められることになり、中小企業にとって負荷の大きなポイントが多くあります。

今回のセミナーでは正社員と非正規雇用労働者との間の不合理な待遇差が禁止される「同一労働同一賃金」に関連する部分を中心に、実務上注意すべきポイントについて解説します。

- 日 時：12月3日（木）19時～21時（2時間）
- 会 場：可児市総合会館2階会議室（可児市役所向かい）
- 講 師：ウエルズ社会保険労務士事務所 所長 五十川 将史 氏
- 定 員：15名（申し込み順）
- 対 象：経営者、後継者、経営幹部など
- 申込方法：FAXの他、郵送、電話でもお受けします。

お申し込み・問い合わせは、お気軽にお電話ください

可児商工会議所 担当 加藤まで 可児市広見1-5 可児市総合会館3階

TEL 61-0011 FAX 63-1856

----- FAXをご利用の場合、切り取らずこのまま送信ください -----

働き方改革対策セミナーに申し込みます

事業所名		TEL	
住 所		FAX	
参加者名①		携 帯	
参加者名②		携 帯	

※ご記入いただいた情報は、商工会議所等が行う各種事業の連絡・情報提供のために利用することがあります。

※申し込み受諾の連絡はいたしません。定員になりお断りする場合のみ連絡いたします。また一事業所からの複数名のお申し込みは申し込み状況によりお断りする場合がありますので、ご了承ください。

制度改正に伴う専門家派遣等事業